

（議事要旨 2）企業会計基準委員会の活動状況について

まず、企業会計基準委員会（ASBJ）の紙谷副委員長及び中條委員より、日本基準の開発の状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。続いて、ASBJ の山口委員より、国際対応の状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。

日本基準の開発状況

ASBJ からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

（リース会計）

- セミナー開催等により企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の周知活動にご対応いただいております。リース会計基準に記載された別途の対応に関連して、会計基準に従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況があるかどうかを把握すべく、市場関係者の反応等を継続してモニタリングしていただきたい。
- リース会計基準について 5 年以上にわたって検討を行い、本年 9 月に最終基準を公表したことに関係者の方々へ敬意を表したい。また、財務諸表利用者としては比較可能性が高まることを歓迎したい。リース会計基準の解説セミナーは参加者が多く意義のあるものであったが、当日参加できなかった方々のためにも動画を配信することをご検討いただきたい。

（継続企業に関する会計基準）

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）で審議されている改訂国際監査基準（ISA）570「継続企業」（以下「改訂 ISA 570」という。）が公表される見込みと聞いており、仮に改訂 ISA 570 が我が国の監査基準に取り込まれる場合、会計基準も対応しないと会計実務と監査実務の整合性が取れなくなる可能性があると考えます。このため、我が国において監査基準報告書 570「継続企業」が改訂され適用されるまでに、会計基準の対応を進めていただきたい。

（四半期報告書制度の見直し）

- 企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」と企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」の統合の検討は、会計処理及び開示に関するこれまでの取扱いを踏襲する形で進めていただきたい。特に、中間会計期間（6 か月）の会計処理が 3 か月の会計期間の積み上げとなることが土台になると考えるため、この点、基準開発において慎重な対応をお願いしたい。

(ASSET-ASBJ)

- ASSET-ASBJ の公表は良い取組みであり関係者による利用が広まることを期待している。

国際対応の状況

ASBJ からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

(財務諸表における気候関連及びその他の不確実性)

- 財務諸表利用者としては、財務諸表において記載すべき情報とサステナビリティ開示において記載すべき情報は、それぞれ時間軸が異なる点を理解したうえで、財務諸表では会計基準に基づく時間軸で必要十分な情報を開示すべきと考えている。

(持分法)

- 現行の IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づく持分法適用に関する要求事項の明確化を図る点については監査実務の観点からも望ましいと考える。一方で、今回の公開草案では、重要な影響力の獲得の会計処理の本質を明確化せずに、個別の会計処理を議論している点について懸念がある。特に、関連会社との取引における未実現損益を消去しない国際会計基準審議会（IASB）の提案は、適用上の疑問点への対応を超えた提案となっていると考える。
- 持分法のプロジェクトは当初適用上の疑問点に対応する部分的な対応を行うことを目的としたところ、公開草案の提案には持分法の本質的な考え方を変更するような内容が含まれており、IASB の基準改訂の進め方に大きな問題があると考えている。この点、我が国の関係者がワンボイスで意見発信すべきと考える。

(無形資産)

- IASB の無形資産のプロジェクトでは、測定が困難なものについても資産計上を求めることや資産計上しない場合には開示を拡充する方向で検討が進められている向きもあり、実務上の観点から強い懸念がある。
- 無形資産のプロジェクトの範囲は、概念フレームワークに基づいて資産計上される無形資産に限定すべきと考える。我が国の財務諸表利用者からは、自己創設の無形資産について資産計上の対象に含めるべきではないとの意見を聞いている。

(IFRS 第 16 号の適用後レビュー)

- 我が国のリース会計基準では一部の定めについて米国会計基準の考え方を取り入れているため、IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)の適用後レビューにおいて IASB の考え方と異なる取扱いをしている部分については、IFRS 第 16 号の変更を主張することで、結果として会計基準間差異の改善に繋がると考える。

(その他)

- 公開草案が公表された後に IASB に提案の変更を求めていくことは難しいことが想定されるため、無形資産やキャッシュ・フロー計算書のプロジェクトについては公開草案の公表前の早い段階から我が国の意見を伝えていくことが重要と考える。

以 上